（死亡の届出）

第二十八条　法第三十五条第二項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。

一・二　（略）

三　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号

四　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

3～5　（略）

（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）

第三十条　法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～二　（略）

三　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号

四～六　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

3　（略）

（死亡の届出）

第四十三条　法第三十五条第二項の規定による障害年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。

一・二　（略）

三　障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号

四　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

3～5　（略）

（死亡の届出）

第二十八条　法第三十五条第二項の規定による補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。

一・二　（略）

三　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号

四　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

3～5　（略）

（未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の請求）

第三十条　法第十四条において準用する法第九条の規定による未支払の補足的老齢年金生活者支援給付金の支給の請求は、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによって行わなければならない。

一～二　（略）

三　補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号

四～六　（略）

2　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　（略）

三　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあっては、補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該補足的老齢年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四　（略）

3　（略）

（死亡の届出）

第四十三条　法第三十五条第二項の規定による障害年金生活者支援給付金受給者の死亡の届出は、次に掲げる事項を記載した届書を、当該事実があった日から十四日以内に、機構に提出することによって行わなければならない。

一・二　（略）

三　障害年金生活者支援給付金受給者の個人番号又は基礎年金番号

四　（略）

2　前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の届書に基礎年金番号を記載する者にあっては、障害年金生活者支援給付金受給者の国民年金手帳その他の当該障害年金生活者支援給付金受給者の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　（略）

3～5　（略）